

生活支援サービス重要事項説明書

1. 生活支援サービス提供事業者

事業者の名称・所在地及び電話番号その他の連絡先	
事業者の名称	フリガナ ユウゲンガイシャコトブキパラダイスホーム
	有限会社ことぶきパラダイスホーム
事業者の所在地	〒 355-0344
	埼玉県 比企郡ときがわ町日影字田向286-1
事業者の連絡先	電話番号 0493-65-2614
	FAX番号 0493-65-2614
	ホームページアドレス http://www.kotopara.co.jp/
事業者の代表者名	長門 泰広

2. 住宅事業主体概要

事業主体の名称、主たる事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先	
事業主体の名称	フリガナ ユウゲンガイシャコトブキパラダイスホーム
	有限会社ことぶきパラダイスホーム
事業主体の主たる事務所の所在地	〒 355-0344
	埼玉県 比企郡ときがわ町日影字田向286-1
事業主体の連絡先	電話番号 0493-65-2614
	FAX番号 0493-65-2614
	ホームページアドレス <input checked="" type="radio"/> 有 http://www.kotopara.co.jp/
	<input type="radio"/> 無
事業主体の代表者の氏名及び職名	氏名 長門 泰広
	職名 代表取締役
事業主体が行っている主な事業等	居宅介護支援事業・居宅サービスの事業・介護予防サービスの事業・地域密着型サービスの事業・地域高齢型介護予防サービスの事業・お泊りデイサービスの事業・サービス付き高齢者向け住宅の運営・高齢者施設、病院等入居者の紹介、特設相談・家事代行、在宅入浴介護、在宅介護事業、健康センターの運営、介護タクシー事業、リハビリ用品などの販売及び貸与

3. 住宅概要

住宅の名称・所在地及び電話番号その他の連絡先	
住宅の名称	フリガナ オウジュカクコトブキ サービスツキコウレイシヤムケジュウタク
	桜寿鶴ことぶき サービス付高齢者向け住宅
住宅の所在地	〒 366-0051
	埼玉県 深谷市上柴町東7-22-25
住宅の連絡先	電話番号 048-501-5255
	FAX番号 048-575-5111
	ホームページアドレス http://www.kotopara.co.jp/
住宅の管理者名	
住宅の開設年月日	平成27年4月16日
居住の契約方式	普通賃貸借契約

4. 生活支援サービスの内容

生活支援サービスに関する方針等	
入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、以下の基本サービスを提供する。 入居者が介護や医療を必要とする場合に、円滑に介護サービスや医療サービスを受けられるよう、介護事業所や医療機関と連携を図る。	
サービスの内容	
別表1参照	

5. 生活支援サービス職員体制

生活支援サービス職員体制等			
生活支援サービス職員			
サービスの業務に係る職員	人数	資格・委託先等	
相談員	5人	ホームヘルパー2級以上	
夜間の職員体制	常駐の (<input checked="" type="radio"/> 有) ・ 無)	1人	

6. 月額利用料の請求及び支払方法

請求方法	翌月3日に請求書を発行し、入居者に送付する。
支払方法	口座自動振替にて支払いを行う。ただし、ただし、振替開始月までは、甲指定の口座に銀行振込方式にて支払うものとする。

7. 生活支援サービスへの苦情に対応する窓口等

苦情に対応する窓口等の状況			
窓口の名称 (施設)	①有限会社ことぶきパラダイスホーム	電話番号	0493-65-2614
窓口の名称 (公営)	②埼玉県福祉部高齢介護課	電話番号	048-830-3254
	③埼玉県都市整備部住宅課	電話番号	048-830-5562
	④埼玉県消費生活支援センター熊谷	電話番号	048-524-0999
	⑤深谷市消費生活センター	電話番号	048-574-6633
対応している時間	平日	①	9時 00分 ~ 17時 00分
		②・③	8時 30分 ~ 17時 15分
		④	9時 00分 ~ 16時 00分
		⑤	10時00分~ 12時00分 13時00分~ 16時00分
定休日	①②③④土・日・祝・12/29~1/3 ⑤火・土・日・祝・年末年始		
サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応			
具体的な対応	本契約に基づき、生活支援サービス等を入居者に提供した場合に、万一、事故が発生し、入居者の生命・身体等に損害が生じた場合は、速やかに必要な対応及び措置 (ご家族への連絡、救急車の呼び出し等) を行う。		

8. 生活支援サービス利用に当たっての留意事項

外出・帰宅・訪問等	
外出・帰宅及びご家族様等の来訪等の時間制限は設けていない。なお、夜間の外出の際や外泊時は、事前に職員へ通知する。	
共用施設の利用について	
浴室	共用浴室をご利用の際は、事前に職員へ通知する。
共用キッチン	共用キッチンをご利用の際は、事前に職員へ通知する。

9. 契約の解除内容等

入居者からの解約	
生活支援サービス契約書第9条の規定に基づき、30日前までに解約の旨を通知をもって、本契約を解約することができる。また、30日分の賃料及び状況把握・生活相談サービス料金を支払うことにより、即日解約できる。	
契約解約時の連絡先	名称
	電話番号
事業者からの解除	
生活支援サービス契約書第8条の規定に基づき、以下の場合には本契約を解除することができる。 ①他の入居者の生命の危害を及ぼす恐れがある場合 ②本契約を継続することが社会通念上、著しく困難な場合 ③入居者が正当な理由なく支払うべきサービス利用料を3か月以上滞納し、相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、なお期間内に滞納額の全額の支払いがない場合	

10. 損害賠償責任保険の内容

損害賠償責任保険の加入状況
<input checked="" type="radio"/> 有 ・ <input type="radio"/> 無

11. 介護サービスの選択について

介護サービスの選択の自由
本物件では通所介護事業・訪問看護事業（予定）の運営を行うが、入居者は他の事業所が運営する介護サービスを自由に選択することができる。

説明年月日

平成 年 月 日

様に対して、貸借契約書、生活支援サービス契約書及び生活支援サービス重要事項説明書に基づいて、重要な事項を説明しました。

登録事業者名

所在地

代表者名

印

説明者氏名

印

私は上記事業者から、貸借契約書、生活支援サービス契約書及び生活支援サービス重要事項説明書に基づいて、重要な事項の説明を受けました。

署名

印

生活支援サービス一覧

金額はすべて税込

基本サービス		
サービス名	料金	内容
状況把握サービス	35,000円/月	職員が1日1回巡回を行い、入居者の状況を把握し、安否確認を行う。
生活相談サービス		相談員が日常生活を送る中で、不安や悩みなどについての相談をお受けする。
洗濯サービス		職員が週2回、入居者の洗濯物を洗濯する。
居室清掃サービス		職員が週3回、入居者の居室内を清掃する。
無料送迎サービス		職員が9時から17時までの間、入居者を送迎する。 (※1)
買物代行サービス		職員が入居者の日用品の購入を代行する。
健康相談サービス		看護師が平日9時～17時の間、入居者の健康に関する相談をお受けする。
健康管理サービス		セルフメディカルチェック 体重・血圧・骨密度を毎朝本人が計測する。 看護師が個別にカルテを作成し、管理し、主治医と連絡を取る。 看護師指示の下、入居者の薬を管理する。
緊急時対応サービス		各居室のトイレ等に設置されている緊急通報装置で通報すると、職員が駆けつけ必要な対応を行う。
受付サービス		受取代行 入居者宛の郵便物や宅配便を、職員が代行して受け取る。 各種取次 クリーニング等、各種取次を職員が代行する。

有料サービス(ご利用分のみご請求いたします。)

サービス名	料金	内容
付き添いサービス	15分 250円 半日 6,000円	買物 病院等医療機関 入居者一人に、職員一人が付き添い、主治医の話を聞き、記録に残し、家族に報告する。
食事提供サービス	朝 500円 昼 500円 夜 500円 月 45,000円 (30日の場合)	・専門の調理員が、住宅内の厨房で調理し提供する。 (※キャンセル、変更等は提供される日の前日12時までにご通知してください。それ以降のキャンセルについては、キャンセル料(実費)が発生します。)

※1

無料送迎サービスのサービス範囲は、以下の通りです。

・深谷市内各所 ・市役所 ・銀行 ・鉄道駅(深谷駅・籠原駅)